

第七回国会 外務委員会 會議録 第六号

昭和二十五年三月一日(水曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 岡崎 勝男君

理事 菊池 義郎君 理事 近藤 鶴代君

理事 佐々木 盛雄君 理事 竹尾 式君

理事 仲内 憲治君 理事 福田 昌子君

理事 並木 芳雄君 理事 藤澤 克巳君

伊藤 郷一君 大村 清一君

栗山 長次郎君 塩田 賢四郎君

中山 マサ君 橋本 龍伍君

益谷 秀矢君 増田 甲子七君

小川 半次君 浦口 鐵男君

出席國務大臣

法務總裁 植田 俊吉君

國務大臣 山口 喜久一郎君

出席政府委員

賠償庁次長 石黒 四郎君

外務政務次官 川村 松助君

外務事務官 島津 久大君

外務事務官 (政務局長) 西村 熊雄君

外務事務官 (條約局長) 熊雄君

外務事務官 (調査局長) 與謝野 秀君

外務事務官 (管理局長) 倭島 英二君

委員外の出席者

専門員 佐藤 敏人君

専門員 村瀬 忠夫君

二月二十三日

国が有償で譲渡した物件が略奪品として没収された場合の措置に関する法律案(内閣提出第六一号)(予)

第一類第五号 外務委員会會議録第六号 昭和二十五年三月一日

光君外二名紹介(第九七五号)

在外資産の補償に関する諸願外二件

(受田新吉君紹介)(第九八七号)

同(青柳一郎君紹介)(第九八八号)

同(高橋英吉君紹介)(第一〇一二号)

同(米津満彦君紹介)(第一〇一三三号)

同(佐藤榮作君紹介)(第一〇一四四号)

同外一件(岡田五郎君紹介)(第一〇一五五号)

同(松永佛骨君紹介)(第一〇一六六号)

同(井上良二君紹介)(第一〇一五七号)

同(中曾根康弘君紹介)(第一〇一五八号)

同(佐竹新市君紹介)(第一〇一九九号)

同外一件(村瀬宣雄君紹介)(第一〇六〇号)

同(越智茂君紹介)(第一〇九二二号)

同(岡田五郎君紹介)(第一〇九三三三三)

同(松永佛骨君紹介)(第一〇九四四四)

同(淺香忠雄君紹介)(第一〇九五五五)

同(松澤兼人君紹介)(第一〇九六六六)

同(山崎岩男君紹介)(第一〇九七七七)

在外同胞引揚促進並びに留守家族の援護に関する諸願(中山マサ君紹介)(第一〇〇八八号)

の審査を本委員会に付託された。

同月二十七日

在外財産の補償に関する陳情書(愛媛県海外引揚更生会周桑支部徳田村分会長里河市郎)(第四六九号)

同外一件(愛媛県周桑郡吉岡村愛媛県海外引揚更生会周桑郡吉岡村分会會長渡部房太郎外三十名)(第四九七号)

未帰還同胞引揚促進に関する陳情書外二件(全国地方自治協議会連合會長安井誠一郎外三名)(第五〇一五号)

講和條約締結促進の陳情書(全国町村議會議長會長齊藤邦雄)(第五〇八五号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

海外移住組合法の廃止に関する法律案(内閣提出第二二二号)(予)

国が有償で譲渡した物件が略奪品として没収された場合の措置に関する法律案(内閣提出第六一号)(予)

國際情勢等に関する件

○竹尾委員長代理 ただいまちよつと委員長が事故がありますので、私が委員長の職務を行いますから、さよう御了承をお願い申し上げます。

ただいまより會議を開きます。国が有償で譲渡した物件が略奪品として没収された場合の措置に関する法律案、内閣提出第六一一号を議題といたします。政府側より提案理由の説明を求めます。山口國務大臣。

国が有償で譲渡した物件が略奪品として没収された場合の措置に関する法律案

国が有償で譲渡した物件が略奪品として没収された場合の措置に関する法律案

品として没収された場合の措置に關しては、この法律の定めるところによる。

(定義)

第二條 この法律において「略奪品」とは、略奪品の没収及び報告に関する件(昭和二十一年内務省令第二十五号)第一條に規定する物をいう。

(收納代金相当額の金銭の支拂)

第三條 政府は、拂下物件を略奪品として没収した場合においては、当該物件を国から取得し、且つ、没収された者に対して、国が当該物件の対価として收納した代金(以下「收納代金」という。)に相当する額の金銭を支拂ふものとする。

2 拂下物件が略奪品として没収された場合において、没収された者がその没収に係る物件を国から取得した者でないときは、政府は、その者が当該物件が拂下物件であることの証拠を提示したときに限り、その者に対して收納代金に相当する額の金銭を支拂ふことができる。

3 没収された者が地方公共団体、法令による公団その他これらに類する者で賠償庁長官の指定するもの又は解散団体である場合においては、前二項の規定は、適用しない。

(この法律の目的)

第一條 国が有償で譲渡した物件(以下「拂下物件」という。)が、略奪品として没収された場合の措置に關しては、この法律の定めるところによる。

(申請の手續)

第四條 前條の規定により收納代金に相当する額の金銭の支拂を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、左に掲げる事項を記載した賠償庁長官宛の申請書をこれら事項を証する書類とともに、当該物件の没収があつた日から六十日(この法律施行前の没収に係る場合に於ては、この法律施行の日から百二十日)以内に当該物件を没収した都道府県知事に提出しなければならない。

一 当該物件の譲渡の当事者となつた国の機關の名称、譲渡の時期、当該物件の品名、形状、数量及び価格並びにその譲渡の相手方の氏名又は名称及び住所又は事務所所在地

二 前号の譲渡の時以後における当該物件の譲渡の時期、数量及び価格並びにその当事者の氏名又は名称及び住所又は事務所所在地

三 当該物件の譲渡の直接の根拠となつた法令

四 申請者が当該物件を略奪品として没収されたこと

五 前項の申請書の様式は、賠償庁長官が定める。

(都道府県知事の調査)

第五條 都道府県知事は、前條の規定による申請があつた場合においては、申請書に記載された事項が事実と合致しているかどうかを調査した後、当該申請書を調査の結果

果とともに賠償庁長官に送付しなければならぬ。

(賠償庁長官の審査確認)

第六條 賠償庁長官は、前條の規定による送付を受けた場合において、当該申請に係る事実を審査し、審査の結果に基いて申請書に記載された事項が事実と合致していることを確認したときは、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事を經由して申請者に通知しなければならない。

2 賠償庁長官は、前條の場合において、申請書に記載された事項を確認するに足る充分な証拠がないと認めるときは、その理由を付して申請書を当該都道府県知事を経由して申請者に返還しなければならない。

(申請書の再提出)

第七條 前條第二項の規定により申請書の返還を受けた申請者は、当該申請に係る事実を証明するに足る新たな証拠を発見した場合においては、賠償庁長官が申請書を返還した日から百八十日以内に、その証拠を添えて第四條の規定(申請書の提出期限に関する部分を除く。)に準じて申請書を再提出することができる。

2 第五條及び第六條の規定は、前項の場合に準用する。

(支拂の請求)

第八條 第六條第一項の規定により賠償庁長官の確認を受けた申請者は、その確認の通知書を示して、当該都道府県知事に対し当該物件の收納代金に相当する額

の金銭の支拂を請求することができる。

(出訴)

第九條 この法律の規定に基く賠償庁長官又は都道府県知事の処分は、違法又は錯誤があると認める者は、裁判所に出訴することができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○山口國務大臣 ただいま議題になりました。賠償庁長官が略奪品として没収された場合の措置に関する法律案について、その提案理由を説明いたします。

本案を提出するにあたり、政府が考慮いたしました点は、次の通りであります。

国がかつて有償で民間へ譲渡した物件が、後日政府によつて略奪品として没収された場合におきましては、政府は同一物件を売つてこれを取上げたこととなり、売つた際の收納代金だけを余分に取得したと考えられる次第であります。そこで善意の被没収者に対しましては、收納代金に相当する額を拂いもどすのが妥当であると思われまふ。本法案の対象となつてゐます。拂下げられたものは、あるいは緊急放物件として、あるいは需給計画による配給物件として国より拂下げを受けたものでありまして、なかんずく錫、鉛等の非鉄金属類が多いのであります。次はミシン、次いで自動車、工作機械、化学薬品、羊毛等がございます。今般政府はこの收納代金に相当する額を交付することと

いたしたく、ここに本法案を国会へ提出する運びとなつた次第でございませう。

従ひましてすみやかに御審議の上、可決されますようお願いする次第であります。

○竹尾委員長代理 質疑の通告があります。通告順にこれを許します。並木芳雄君。

○並木委員 質問いたします。その金額はどのくらいを予定されておりますか、品目別にお知らせを願ひます。

○山口國務大臣 現在までに掠奪財産として返還された物件の種類は、種々雑多なものがあつますが、その中で最も目立つたものを御説明申し上げます。金塊が約五億圓、銀塊が約十五億圓、工場及び機械器具約一億一千万圓、タイプライター、ミシンが三千六百三十台、非鉄金属が八千九百ト、自動車、船舶が四百五十五台、圖書が十七万八千七百九十九冊、船舶二十二隻、その他綿糸、綿布、羊毛等の工業製品及び原料及び宝石、時計、美術品等の奢侈品に至るまで千差万別であります。金額につきましては、金、銀は時価約二十億圓で掠奪品の大部分を占めております。その他工場、機械、機具等は約五、六億圓、非鉄金属約一億五千万圓等がおもなるものであります。

○並木委員 國家として不当利得は返すべきだ、こういう原則はどういうところから出ておるのですか。

だといふ原則だといふことであります。が、不当利得は國家にしろ、個人にしろこれを返還するのがあるまいとある。こういう原則であるといふように非常にむづかしい言われるとめんどろになるものであります。今日までこの正当な行為が諸般の状況からはばまれおつたのを、正適にもどしたというのが提案の理由であります。

○並木委員 それならば一步を進めて、補償をすべきだといふ處置はと對して補償をすべきだといふ處置はとられないものかどうか、その点をお伺ひいたします。

○山口國務大臣 補償をすべきだといふ意味は、今日までの損害に對する補償でありますか、あるいは物それ自体の補償という御意思でありますか。

○並木委員 今日までのものです。それを保持しておつたならば、当然それから出て来る利用価値もありましようし、あるいは貨幣価値の下つたといふ場合もありましようし、とにかくそれを利用するために拂下げを受けた人が、逆に取上げられたために利用価値を失つた、そういうものに對する補償であります。

○山口國務大臣 一般に敗戦に基く國家賠償として考えられるものとして、在外財産の沒收使用に伴うところの補償、連合國財産の返還に伴う補償、連合軍の駐屯に伴う損失の補償、その他各般の問題がござりますが、その範圍もきつめて廣汎であります。その間の調整もとらねばなりませんし、しかもまたその一部には講和條約において規定されるのが、前例となつておるようなものもあるやうであります。た

とえばイタリア平和條約を見ますと、賠償目的の充當のため撤去された財産に對する補償、賠償引当て等のために処分される在外財産に對する補償、戰勝國軍隊の占領に伴う補償等については明確に規定されております。

「竹尾委員長代理退席、委員長着席」

○並木委員 内地のものに限つたという理由はどこにありましようか。外地においてもこういうことが起つてゐると思ひますけれども、その点をお伺ひいたします。

○山口國務大臣 内地の場合、このした国内補償の關係が平和條約でどんなふう規定されるか、もちろん將來は予測されない。掠奪財産關係の補償は將來規定されるかどうかといふことはまだ未定であります。イタリアの條約等の例からいへば、掠奪財産關係の補償については、將來の條約は規定しないといふ可能性が大であるといふ將來の見通しを持つてゐるやうな次第であります。現在におきましては、政府としてはこの程度の法案を御審議願ひまして、大体根本方針を決定して、一般的に總合的に補償計画を樹立することができ、漸次これを進めて参ります。かように考へておる次第であります。

○並木委員 今の御説明で、一般的な補償計画が立てられるといふことを聞いて、意を強うしたわけでありませう。この問題は、たゞ政府から拂下げたものは掠奪品となつて、その對価だけは返つて来るといふと、われわれの感覚から申しますと、何かその人たちがだけが優先的な待遇を受ける、こ

う感じがするのです。ですからたとい
政府から拂下げたものでなくとも、
たま／＼掠奪品として取上げられるも
のを持つていた者に対しては、国家が
やつた戦争であるという見地から、今
長官が言われたように、一般的な補償
という問題を取上げて計画を進めら
るべきだと考えるのですが、特にその
点は、在外から引揚げて来られた人々
に対する処置として私は重要だと思
います。つきましては今度の問題につ
いて、予算にはまだ金額がわからないの
で、予算にはまだ金額がわからないの
でおそらく計上されておらないと思
いますが、もしこれが通過した場合に
は、追加予算を出す予定でございま
すかどうか、予算の措置について伺
います。

○山口國務大臣 追加予算と申します
よりも、昭和二十四年度の予算に約六
百万円、二十五年度に千四百余万円と
りあえず計上してあるような次第で
あります。

○並木委員 特に賠償庁がこれを管理
するといふ根拠はどこにあるのです
か。その理由は、一般の賠償物件とは
性質を異にするようなものだけが、特
殊物件という見地から品物はその範疇
に入りますけれども、今度のような、
ただ政府と国民との間の不当利得の拂
いもどしという見地ですと、賠償庁が
これを管理するといふその根拠、それ
から賠償庁だけでこれをやると、やは
り一方的な弊害も起ると思われま
すので、それをやる上において、たと
え審査委員会とかあるいはほかの官
庁も関係するとか、そういったものをつ
つて、いやくも審査、調査に対して
不公平の起らないようにする処置が必
要ではないかと思われるのですが、そ
ういふ点についてお尋ねいたします。

○山口國務大臣 賠償庁の中に特殊財
産部があるのであります。この点に
関しましては並木委員から審査委員会
等の設置というようなお話もございま
したが、本件に關しましては何ら審査
とかいふようなことを要しない事項で
あらうと思ひます。従ひまして、賠償
庁がこれを担当することがきつめて常
識的であり、かつ制度上からいつても
当然であると考えておるような次第で
あります。

○並木委員 一応これで打ち切ります。
○賠償委員 これは大抵戦争中などの
どさくさの間にけられた事柄であらう
と思ひますが、拂下げた相手方とい
うのは、品物の性質からいつてもい
ろいろ想像されるわけでありまして、
主として軍需会社とかそういうものに
拂ひ下げられたのではないかと思ひ
ますが、相手方はどういふものであ
りますか。

○石黒政府委員 今御質問のありまし
た通り、拂下げの相手方は千差万別で
ございまして、戦争中の拂下げは軍需
社等も多くございまして、ところがた
とえばミシンのごときものになります
と、各個人の家庭に拂ひ下げられてお
る場合もございまして、一概には申し
ません。各方面にわたつております。
○賠償委員 たとえば今事例をあげら
れました個人などの家庭にそういうも
のが拂ひ下げられたというのは、どう
いう手順で行われたのでしょうか。

て、あるいは配給計画によるものも
ございました。そういうものとして拂
ひ下げられたものでございまして。

○賠償委員 そういふ場合もあるよう
に今御説明がございましたが、大抵自動
車、工作機具、金塊、銀塊、その他い
ろいろな機械類、資材類が非常に多い
ので、結局割合からいふと、大きな軍
需会社とか、そういうものに主として
拂ひ下げられたのではないかと十分想
像されるわけでありまして。そういたし
ますと、実際に今度また補償するとい
うのですけれども、そういうところで
は、あるいは転売も行われたでしょう
し、あるいは生産に利用してすでにも
う利得を得ておるといふような場合
が、大部分を占めておるのではないか
と思ひますが、どうでしょう。

○石黒政府委員 必ずしもさうに申
せないのをごさいます。ミシンのご
ときは、先ほど申し上げましたように三
千何百台ございまして、そのうち約八割
くらいが國家からの拂下げ品、二割は
各個人が取得したものと思はれるので
あります。これは大部分が零細な経
済を営んでおります各家庭あるいはそ
の延長のようなどころから没収された
のであります。それらにも今回の法律
によりまして、かつて没収しました代
金を返還いたすわけにございまして。

○賠償委員 たとえば先ほどの話で金
塊など大部分を占めておるといふ話
がございましたが、金塊とか銀塊などは
一体どういふふうな処置されたもので
しょうか。

○石黒政府委員 金塊、銀塊等は個人
から没収したものではないと思はれ
ます。政府の手にありますものが、略
奪

品と判明いたしましたので、政府の手
から返還いたしました。政府以外の民
間には関係ございません。

○賠償委員 突はこの問題もと／＼
略奪物件でありますから、これは俗な
言葉でいへば、暗やみでもつて行われ
たような事柄なんです。この暗やみで
行われたようなことが、今度法案の形
で公然と正式にこれを補償するような
法案が出て来ておるのですが、問題が
問題で、われ／＼はほとんど何らの知
識を興えられていない。ここで略奪物
件の全体の数量とか種類とか金額と
か、こういうものが拂ひ下げられた実
際のいろ／＼な手続や措置、こういう
ことが全体としてはつきりこの委員会
で明らかにされませんと、これはとて
も審議のしようがない問題である。そ
こで私はいろ／＼疑問を持つておるの
です。とてもこのままでは審議できな
いような気がいたしますので、政府の方
に要求したいと思ひますが、これらの
数量、種類、金額、あるいはその拂下
げの事情、こういうものについてはつ
きりとした調査が行われておるはずで
ありますから、調査の資料を提出して
いただきたいと思います。いかがで
ありますか。

○山口國務大臣 すみやかに御趣旨に
沿うようにいたしたいと思ひます。
○賠償委員 ぜひそういうふうにして
もらいたいと思ひます。そうでない
とこの委員会が審議のしようがないと
思ひます。この中に書いてある趣旨は非
常に簡単なことのようにですが、事実
そのものが非常に重要になつて来るの
で、それについていろ／＼検討して
みてこれを判断する必要があります。私

たちが特別におそれるのは、そういうや
み取引が行われたということに不正そ
の他の事柄が必ずつきまといつてお
るのじやないか。そういうことになりま
すと事柄は重大でありますから、政府
の方も十分責任をもつて調査した資料
を提出していただきたい、私の質問は
これで打ち切ります。

○石黒政府委員 ただいま御質問中に
略奪財産といふのは略奪であるから、
ほとんどやみの行為であらうというお
話がございました。その点解明あり
じやないかと存じますので、説明させ
ていただきたいと思います。この略奪
財産といふ名前は連合國側がつけた名
前でありまして、日本側としては戦争
中に適法に売買入手したのも、戦争
に負けてみまると、連合國側の申しま
す通り、それは占領下において強制力
のもとにおいて入手されたものである
という判定を下されるわけでありま
す。しかし当時の取引としては適法な
取引でも何でもありません、国内的には適法
なものであつたわけにございまして。戦
争に負けました結果略奪品としてその
取引は無効とされ、従つて返還をしな
ければならぬ、こういうことに相なる
筋合いにございましてので、一言申し上
げておきます。

○竹尾委員 ただいまの質問に關連す
ることとございまして、政府としては
そうした略奪品の明細な調査の結果を
御報告する。こういうお話でございま
したが、たま／＼今金塊、銀塊のこと
が問題になりましたので、もしできま
すれば金塊、銀塊の点についてもう少し
し内容を御回答願えれば幸ひだと存じ
ます。

○石黒政府委員 これはいずれも戦争中に陸軍及び海軍の力で占領地域から日本に持つて参りましたものでございませう。持つて参りましたときの形体は、金銀塊もございましたし、あるいはその地に流通いたします金貨、銀貨もございましたわけでありませう。日本に持つて参りましたから後これを溶かしまして、塊にしてある。いずれも政府が所有しておたのであります。その持つて来ました所はジャワが一番多かったものであります。その他正確には記憶いたしません、確かに向うから持つて参りました、終戦時日本銀行の金庫に東京または大阪において収納してあつたものでございませう。

○竹尾委員 その数量は大体どのくらいありますか。

○石黒政府委員 金が約一トン六キロばかりでありませう。銀塊は二百四十七トンばかりでございます。

○仲内委員 私の伺いたいののは、第六條の賠償庁長官の審査確認の問題であります。この点につきましては、先ほど並木委員の御質問に対して、審査委員会のようなものを設ける意思はないが、この問題は、どちらかといへば、戦時における特別の事情のもとに政府の誤謬もしくは過失から起つた問題であるというように見られるのでありますからして、これらの点から考えまして、この略奪物件の措置についての審査につきましては、民間人をも加えた審査委員会というようなものを設けて確認することが公正であり、民主的であるというように考えるのであります、政府の御所見を伺つておきたいのであります。

○山口國務大臣 第六條につきましては御意見、ごもつともな点がございませうが、当時收納したときの数量も代金も明確でありまして、それが申請がございましたときに書面上に不備な点がないければ、これをただちに処置をとるというように、問題はきわめて簡単であります。收納したときの事情等も今では相当明らかになつておるような次第であります。またもしこれに不服があつた場合におきましては、第九條に裁判所に出訴することもできるような規定になつておりますから、政府としてはこの程度で十分事務ははかどるものだと考えております。しかし国会において、今後この法案の審査の過程におきまして、どうしても委員会等の設置が必要であると認めになつた場合においては、またさうに御処置願つてもさうつかへありません。なおこれらの点に關しまして、政府としては十分御説明をいたしてもよろしいと存じておるような次第であります。

○岡崎委員 よろしゅうございませう。それでは本法律案に關する質疑はこの程度といたしておきます。但し本法律案はたまたまのところ予備審査でありますので、念のためその点を申し上げておきます。

○岡崎委員長 続いて海外移住組合法の廃止に關する法律案を議題といたします。まず政府側より提案理由の説明を求めます。

海外移住組合法の廃止に關する法律案
海外移住組合法の廃止に關する法律

第一條 海外移住組合法（昭和二年法律第二十五号）は、廃止する。
第二條 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二号）の一部を次のように改正する。
第九條第六号の次に次の一号を加える。

七 海外移住組合法（昭和二年法律第二十五号）第十四條

第三條 海外移住組合法廃止の際現に存する海外移住組合又は海外移住組合連合会は、その時において解散するものとし、同法の規定は、解散法人たる海外移住組合又は海外移住組合連合会の清算に必要なる範囲内においては、なお、その効力を有する。

附則

1 この法律中第一條及び第三條の規定は昭和二十五年五月一日から、その他の規定は公布の日から、施行する。但し、改正後の消費生活協同組合法第九條第七号の規定は、罰則に關する部分を除き、消費生活協同組合法施行の日から適用する。

2 この法律施行前（第三條の海外移住組合又は海外移住組合連合会）については、同條の規定により効力を有する海外移住組合法の規定（失効前）にした行為に対する罰則の適用については、海外移住組合法は、この法律施行後（第三條の海外移住組合又は海外移住組合連合会）については、同條の規定により効力を有する海外移住組合法の規定（失効後）においても、なお、その効力を有する。

○川上政府委員 海外移住組合法の廃止に關する法律案につきまして、その理由を申し上げます。

今般現情勢にかんがみまして、海外移住組合法の廃止に關する法律を制定し、海外移住組合法を廃止することにしたいたしました。海外移住組合法は、日本人の海外移住を助成することを目的としたものであります。昭和二年に制定されたものであります。これによりまして各府県ごとに一つの割で移住組合が設立され、組合員に対して移住に必要な資金、土地、物件等を貸付または譲渡をする等の事業をやつて参つたのであります。しかるに現在全国の海外移住組合は、そのほとんどすべてがまつた、その本来の活動を停止したてまつて、いわばその積極的な存在価値がまつたなくなつておるのであります。他面従来の組合はややもすれば国策会社の組織であるといはれる面もあり、この際海外移住組合法を廃止いたしまして、将来わが国民に海外移住が許されるような場合には、新しい構想のもとに発足するのが最も望ましいと思われまふので、以上の提案理由の主要なものにこの法律案を提出する次第であります。

なおその説明につきましては管理局長から詳細御説明を申し上げます。先ほども申し上げたように、海外移住組合法を完全な形に返すという關係で、第二條の施行せられる時期と、それから第一條、第三條の施行せられる時期について明確にいたしましたので、附則の規定でございます。

○優島政府委員 海外移住組合法の廃止に關します法律案のごく大要の建前を御説明申し上げたいと存じます。ごく簡単な法律でございませうが、第一條は本法律の骨子でございまして、

これで海外移住組合連合会並びに各県にございまして海外移住組合の準拠法でございまして海外移住組合法が廃止されるわけでございます。

第二條は、実は従来の法律の欠陥を多少矯正するという趣旨が含まれております。海外移住組合法は清算とか罰則等その他の規定は産業組合法から準用しておつたのでございませうが、産業組合法は昭和二十三年十月、消費生活協同組合法が施行されましたと同時に廃止せられました。その際同じく産業組合法を準用しておりました他の法律の關係、たとえば住宅組合法とか農林中央金庫法等につきましては、産業組合法が廃止せられまして、その後準拠法として残るようなふうの規定が設けられておつたのでございませうが、海外移住組合法の關係につきましては、当時漏れておりましたので、この漏れておりました欠陥を矯正する趣旨が第二條であります。従つてその当時の脱着しておりましたところを附加するといふ趣旨が第二條でございませう。

第三條は解散に關する規定でございませう。海外移住組合連合会及び移住組合は、海外移住組合法廃止の際、すなわち昭和二十五年五月一日に解散して清算法人となるという規定でございませう。先ほども申し上げましたが、海外移住組合法を完全な形に返すという關係で、第二條の施行せられる時期と、それから第一條、第三條の施行せられる時期について明確にいたしましたので、附則の規定でございます。

○岡崎委員長 質疑があればこれを許します。

○事務委員 一点だけ聞いておきたい
とあります。海外移住組合が機能を停
止しておるといふのは事実の通りであ
ろうと思ひます。従つてこれに對して
組合法を廃止するといふのも、當然な
ことのように思ふのですが、政府の方
でも、將來やはり海外移住組合といつ
たようなものを復活する趣旨を持つて
おられると思ふのですが、今移民問題
とかなんとかいふことがいろいろ問題
にされてゐる際に、政府の方では、新
しい構想としてどういふものを持て
持つておられるのですか、念のために
承つておきたいと思ひます。

○川村政府委員 現在はまだ具体的に
持つておりません。今後の情勢により
まして即応したいと思つております。
○並木委員 私も一点だけ伺ひして
おきますがこれは過去において非常に
効果のあつた制度でどうか。どの
くらの人間がこれを利用することが
できたか、どのくらの金額が利用さ
れたか。今後の方針を検討する上にお
いて参考までにお尋ねいたします。

○優島政府委員 この移住組合ができ
ましたのは、先ほども御説明申し上げ
ましたが、昭和二年の法律によるもの
でございます。当初は主としてブラ
ジルの關係で、自作農設定という事業
を行つて来たのでございますが、その
後さらにパラグワイについても自作農
を——これは小規模でございますが、
事業をやつたわけでございます。もつ
ともその後、組合という關係で事業を
進めて行くよりもさらに会社の組織に
した方がよろしいという考えから、昭
和十二年に日南産業という会社が設立
されて、国内の關係は大部分その方へ

譲つておりますし、それから現地のプ
ラジルの關係は、すでに昭和四年から
ブラジル拓殖組合というものが現地の事
業をやつておつたわけであります。

なおこの移住組合の關係で、内地の
方から、主としてブラジル、それから
少部分パラグワイの關係へ移住の便宜
をとりはかりましたのは、約一万六
千名程度でございます。

○橋本(龍)委員 この際、この法律を
出された意味を伺ひたいと思ひます。
海外移住ができなくなつてから年が久
しく、終戦後は特にこういう状態にな
つたわけですが、これは單にいらぬ法
律を置いていたのをこの際思い出して
やめられるというだけですが、それと
も何らか發展的な意味があつて、終戦
以來海外移住については日途が立たな
かつたけれども、移住が再開されよう
であるからそのためには従来の移住法
はない方がいいというふうな意味があ
るのであります。もしそういう關係
で先に対する見通しがないにないなら
ば、移住が再開されてあるいは役に立
つかもしれぬという氣持があるなら、
これは置いておいてもいいんじゃない
かという感じがいたします。特にこの
際出された趣旨を伺ひます。

○優島政府委員 お答え申します。現
在の組合の状況は先ほど申し上げた通
りではほとんど活動停止の状況にござ
います。この組合法のかつてが、要
するに政策的に移民の問題を取扱うと
いう傾向にありましたので、新しい憲
法下の建前、あるいは新しい國際情勢
へ、日本が新しい建前で海外に發展し
て行くといふことからいつても、この
組合法に基いた組合の活動にまつとい

う点は、適當ではないではないかと考
へました。一つであります。なおこの
古いと申しますか、従来の建前を變更
しておいた方が、今後の發展上いい
のではないかとこの際について、政
府方面の御意見もございまして、政
府として、現在機能停止の状況にあ
り、實際各県においても、ほとんど組
合はございましてけれども、全然忘れ
られて、ただ家族の安否を尋ねるのに使
われておる程度の活動しかないといふ
ことであります。新しい建前で、ま
た移民の問題を考へるといふことがい
いのではないかとこの際、廃止
の法案を提出するに至つたわけであ
ります。

○橋本(龍)委員 従来の海外移住組合
法は、いわゆる國策移民の建前ででき
たので、あまり新時代には思わしくな
いといふことはよくわかり、私も同
感であります。そうすればこういふ
うに理解してよろしうございませ
うか。今まではそういつたふうな思
ひで、今までのとわたり切つたものを
残しておいたが、今後海外移民につ
いては、だん／＼考へ得る状態になつたので、
従来のそのいつたような建前のも
は、積極的にやめた方がよろしいとい
う、積極的な方法があるんだとい
うふうな考へてよろしいのですか。

○優島政府委員 そういふ含みを持つ
ておることは、今の御意見の通りであ
ります。

○小川(半)委員 一点だけお尋ねして
おきたいと思ひます。現在組合には若
干の財産がいずれ保有されておると思
うのですが、現在どれだけの財産があ
るかという点。それからこの法律が廃
止になれば、従つて組合が解散となり
ます。組合が解散となれば清算しなけ
ればなりません。その清算の方法はど
ういふことになるか、あるいは清算後
の財産というものはいずれの方面に歸
属することになるか、この点を明らか
にしてほしいと思ひます。

○優島政府委員 現在この組合關係で
残つておりますのは、主としてブラジ
ルで自作農へ融資した關係が残つてお
るわけでございまして、その大体の額
は約百三十四万円程度でございます。
これは現在占領下の現状におきまして
は、在外財産の処分が直接行え
ない状況にございまして、海
外との債權債務の処理を實行し得る時
期になりました清算が行われると思
ひます。それから清算の方法につきま
しては、先ほど第二條の關係で申し上げ
たわけでありますが、従来の産業組合
法の規定を適用せられることになるわ
けであります。

○岡崎委員 それでは今日の質疑は
この程度といたしまして、この法律案
も現在のところでは予備審査でありま
すから、さう御承知願ひます。

○岡崎委員長 次いで國際情勢等に関
する件を議題といたします。

○竹尾委員 議事進行についてちよつ
と……きよりの質問通告者は政名あ
るやうでございまして、時間がすでに
十一時十五分になつておりますし、特
に川村政務次官は十二時から政務次官
會議のために、十二時まではおられ
ない、こういうことでございまして
で、質問の時間はあまり制限するとし
かられるかもしれませんが、大

体二十分程度にひとつ御制限願ひたい
と思ひます。

○岡崎委員長 竹尾君の今の御発言に
つきましては、私もこの質疑の通告を
見まして、やはり二十分程度にしない
ければ非常に時間がかかり過ぎるよう
に思ひますので、各自その程度になさ
るよう特にお願いしておきます。質疑
は通告順によつてこれを許します。

○事務委員 本日のところはなるべく
さういふ御趣旨によつてやりますけれ
ども、この前、大体一週間に一ぺん
で、外務委員會の仕事を非常に重要で
すから、この水曜日の定例委員會では
午前、午後を費してやるという話も出
ておるのですから、その原則は貫いて
もらいたいと思ひます。いつもこうい
うことをやられたのでは話が進みませ
んから、その点は念のために申し上げ
ます。

○岡崎委員長 その点はさらに理事會
を開きまして、御協議いたすことにし
ておきます。菊地義郎君。

○菊池委員 川村次官と西村局長にお
伺ひしたいと思ひます。この中ソ
同盟條約は、日本にとりまして重大な
關係を有するものでありますから、國
會においては、大いにこれを検討論議
いたしまして、最善の方策を立て、これ
に善処せんければならぬと思ふのであ
ります。この中ソ同盟條約につきま
して一つわからぬことがございまして、
対日講和ができたならば、旅順、大連
及び滿洲の權益を返すといふことがあ
ります。この対日講和ができたならば
といふコンディショナルな條件といふ
ものは、一体何を意味するものでありま
しょうか。これについてお伺ひいたし

たいと思うのであります。つまり返す意思があるならば、対日講和ができようが、できなかつても、返さなければならぬわけでありまして、特にそういう条件をつけたというのはいく何意を意味しているのではありませんか、お伺いしたい。またこれに答へられたいは、はいと思うのであります。

○川村政府委員 たいまのことは、事調査に関する問題でありますから、調査局長からお答えしたいと思ひます。

○興野政府委員 お答えいたします。政府といたしまして、第三国間の條約の解釈なり、また締結当事者の意思について何も申し上げる筋ではないと思ひます。ただこの問題に關連してしまつてまいらう、討論等が行われる参考となり考へ方というものについて、御参考までに申し上げたいと思ひのであります。

旅順、大連及び長春鐵道というものにつきましては、一九四五年に中国国民政府とソビエト・ロシアの間に協定がありまして、これはいろいろこまかい協定があるのであります。大体原則として三十年間という期限をもつてソ連がこれを握つてゐることになつたわけでありまして、それが今回毛沢東がモスクワに参りましての交渉の結果、新しい條約ができたのであります。何ゆゑに對日講和という時期と結びつけたかといふことは、いろいろ考へ方があるかと思ひますが、最もすなわち考へとしては、ソ連邦側において、對日講和ができるという國際情勢になつたならばこれを返してもいい、しかしそれまではこれを

握つてゐる必要があるといふことで、對日講和といふことが一つの期限となつて出て来たものではないかと推測されるのであります。また返す意思がなくて、對日講和がどうせできつこないから、こういう期限をつけたのだといふ考へ方もあるかと思ひますが、それが、それに対しては、長春鐵道と旅順に対しては、一九五二年という期限が、おそらく中国側の希望に基いたものであります。大連については一九五二年という期限はついておらないのであります。

○菊池委員 それからこの同盟條約の中に、日本よりの侵略に對し云々といふ文句があるのであります。これはわれわれはなほ意外に思ひますが、これは軍備がすでに撤廃せられ、憲法において戦争を放棄してありますところの日本を以てして、いかに侵略國家のごとく扱つておるのであります。いやしくもボツダム宣言を發したる連合國の一つでありますところのソ連及び中國が、かくのごとき言葉を用いて條約をつくるというところは、日本といひましてはこれを黙視することはできぬと思ひます。これに對しましては日本の政府が沈黙を守るならば、それはすなわち日本は將來において再軍備をいたして、そうしてまた侵略國家として立ち上る意思があるのではないかと、そういうような暗黙の承認とも見られないことではないので、世界に對しまして重大な影響を與えるものだらうと思ひます。これは断じて沈黙を守つてはならない。こういう條文に現われしした條約に對しましては、日本政府とい

たしましては、すべからず何らかの形においてその意思を表示せなければならぬ、日本の所信を表明せなければならぬと思ひますが、政府はこれに對してどういふ態度をとられるのであります。これに對して沈黙を守るがごときは、断じて日本政府ではない。これはソ連の政府であり、中國の政府であると思ひます。

○興野政府委員 政府としては何ら申し上げることがないのであります。が、私は沈黙を守るべきである、こ

う今日としては考へてなお、なぜ侵略といふ言葉がこの條約に出て参るかといふことについて、いろいろ考へ方があるかと思ひますが、第一に、この中ソ同盟條約といふものは、東ヨーロッパ諸國とソ連邦が結んであります友好同盟條約に範をつたのであります。條文その他も大体同一なのであります。これらの條約においては、日本といふか、ドイツ及びドイツと結ぶ侵略國といふことが対象になつておるのであります。その点において特にかわつたものが出て来たわけではないのであります。また考へようによりましては、侵略といふ言葉について、い

ろ／＼検討をする必要があるものであります。われ／＼日本が武装を放棄し、戦争を放棄したのだから、日本から侵略を受ける脅威はないといふことは、両當事國とも知つておるに相違ないのであります。こ

根本理念からいいますれば、資本主義國家が存する限りにおきましては、世界の平和と安全は確保できないといふわけでありまして、日本の侵略といふことは、つまり日本が共產勢力下に置かれて、その際に初めて侵略の脅威がなくなるといふことになる。ならば、幾らわれ／＼は侵略しないと言明しても、これは平行線のような議論になつてしまふといふことも考へられるのであります。

○菊池委員 武力以外に日本から侵略といふことはないわけでありまして、

きぬと思ひますが、そういうことであらば、どうにもしようがない。少くともわれ／＼がとつてかわつて政府を握らなければならぬ。それから台灣との貿易について新聞に發表されておりましたが、これは司令部から何か政府に通知でもありましたので、お伺いいたします。

○川村政府委員 この問題につきましては、通商省から出席してお答えすることになつておつたのであります。が、まだ出席していませんから、もう少し御猶予を願ひます。

○菊池委員 それから、台灣の民族獨立運動が今日台頭しておるのであります。中ソ同盟條約がでさうして、それから、アメリカあたりにも、アチソンの聲明に非常な反對して、台灣を放棄してはならぬといふ声がある。台灣の識者の間に起つておる。それらの情勢について、外務省へ何か入つたものがある。したならば、お知らせ願ひたいと思ひます。

○興野政府委員 御質問のようなニ
ユースは、新聞等によく伝えられるのであります。アメリカの責任ある當局の言明なりその他で、何れわれ／＼は入手したようなものはございませ

○菊池委員 英國の労働黨の勝利は、對日講和——至面講和でなくとも、あるいは單獨講和でも、對日講和に對しまして影響があるのではないかと考へるのであります。政府の見解は、いかがでありますか。

○興野政府委員 英國の労働黨が今回の総選挙で勝ちましたことは、從來の内閣がそのまま存続し、同一の外交方針をとつて行くといふことになるのであります。選挙の結果、與黨と野黨の差が非常に接近いたしましたために、今後の外交政策推進上いろいろ難点があるといふことは伝えられておるのであります。労働黨の對日講和の政策といふものは、先般のコロンボ會議で検討されたのであります。今回の選挙の結果、これが講和問題に特に影響があるといふ点は一つもないと考へております。

○菊池委員 それから、日本の漁区の問題であります。海国日本におきまして、水産くらい大事な産業はないと私は考へておる。日本の四面が制限せられて、南の方は硫黄島に、それから北の方も制限せられ、支那海の方も制限せられておるのであります。日本の陳情のしようによりましては、何とか向うの方はもつと漁場を拡張してくるだらうと思ひますが、南方のマツカーサシ・ラインをもつと延長してもうらうらに、われ／＼はこれまで幾たびかお願いしておるのであ

ります。政府といたしましては、これまで陳情をしておるか、どうか、どういふ陳情をしておられるか、伺いたい。北の方のもつと何とか拡張してもらいたい。共産党の諸君には耳が痛い話かしらぬのでありますが、北の方にも南の方にも、もつと拡大していただきたいと思う。どうも水産食糧が足りなくて困る。この点についての政府のこれまでの努力の結果を御報告願いたいと思ひます。

○川村政府委員 漁業の問題につきましては、主管が違ひますので、どうかと思ひますけれども、外務省の関連した点だけを御報告申し上げたいと思ひます。

漁区の拡張の経過につきましては、昭和二十年九月二十七日及び十月十三日付の覚書によりまして設定された漁区が第一次の漁区であります。これによつて、北海道沖合、三陸沖合、九州西方海面を漁場とする、しかもこれが特定期間における漁船の操作が許されたのであります。翌二十一年の六月二十一日に、総司令部は、当時の逼迫しました食糧事情を考慮して、従来の漁区を約二倍拡張してくれたのであります。これが第二次の指定漁区であります。これによつて東部及び南部に漁区が相当拡張され、南西部にも若干の拡張を見たのは御承知の通りであります。その後三年余り変更を見なかつたのであります。昭和二十四年の九月十九日に、北緯二十四度線から四十五度の線、東経百八十度線から百六十五度の線、これに囲まれた約八十六万四千平方マイルが漁区に認められるようになったのであります。この第三

次の指定が現在に及んで参りまして、さらに拡張することに努力しております。

○菊池委員 終りました。

○岡崎委員 並木芳雄君。

○並木委員 山口國務大臣に特に御質問申し上げたいと思ひます。それは、賠償関係のことと、特調関係のことと、二つでございしますが、賠償関係につきましては、最近私たちが声を聞くところによりますと、製鉄が補給金の関係で非常にきつてくつてある。特に造船業方面から要望の声が強いのではありますけれども、ぜひひとつ賠償工場に指定されておるところの製鉄工場というものをフルに動かして、そうして国内で製鉄業を振興していただきたい、こういう声が多いのであります。

製鋼と製鉄と二つありますが、製鋼の方はともかくとして、製鉄部門の方を賠償工場として力を入れて、通産省と協力して、大いにこの機会にやつてもらいたいという声が強うございします。で、現在賠償工場と指定されておるところの方面において、製鉄関係、そういふものの利用方法、活用方法はどうか、なつておるか、これに関連して、もし賠償問題の現段階における特質及び今後の見通し等について、御所見があるならばお伺いしたいと思ひます。

第二番の特調関係のことにつきましては、この前この委員会でも本会議でも問題になりました進駐軍の解除物件の処分については、あの案がきいて、大分宣伝もしておるようでありまして、けれども、今日までの結果、どういふふうな処分の成績を上げておるか、そういう点についてお伺いします。

それから先般進駐軍用の住宅として二千戸の発注があつたというふう聞いておりますけれども、これはいよいよ普通通の終戦処理費の中からまかなわれるものであるかどうか。臨時に急に出来た注文であるのかどうか。向うの軍事費で直接まかなうものであるかどうか。また向うの新聞などには四千戸ということが報ぜられておりましたけれども、この二千戸は、その四千戸のうちの一部であつて、将来はさらに増加して行くものと思はれるかどうか。その建設方針というものは、軍の方で直営でやるものか、あるいは請負制度、指名入札、あるいは普通の一般入札によつてやるのか。その辺の状態が私どもにはよくわかりませんのでお伺いしたいと思ひます。特に終戦処理費と、向うから直接拂われる軍事費との使用の区別というものを対しては、私たちはわかつておりませんので、それも長官におわかりでございましたならば、この機会にお知らせをお願いしたいと思います。

建築のことが出ましたからこの機会にお伺いするのですが、テイト・ホテルといつたような、要するに進駐軍に向けられておりました国有財産、そういったものが最近拂下げられるということでしたが、こういうものはどのくらいあつて、そのおもしろいものはどうであるか。また非常な金額に上ると思ふのですけれども、こういうものの拂下げ方針、目的、そういうものをこの機会に具体的にお知らせ願ひたいと思ひます。

最後に特調関係のことで、最近官紀が紊乱しておるということを聞いております。これも外から見る私たちに

は、昨年の五月、いわゆるマツコイ声明によりましてまず第一に、昭和二十二年末から米国の一方的指令により実施されて参りました前渡し撤去は、現在着手中のもので除いては中止しております。第二にさらに進んで日本経済をすみやかに自立させるために今後一切の賠償撤去をやめて、日本の平和産業を無制限に発展させることが提案されたのであります。現在のところ具体的に実施されておりますのは、主として次の三つであります。賠償撤去につきましては、指令された解体梱包作業を完了し、重量約九万六千トンと四月に引渡しをやるのであります。残余約一万トンの引渡しを待つてゐるのであります。受取国の配給が進めば本年三月中には引渡しを完了する見込みであります。第二に賠償指定工場施設の

手入れ基準が大幅に切り下げられました結果、政府の予算としては約十億円の節約になることに相なつております。

これらの工場を操業するためには司令部の一方の許可が必要でありまして、現在操業工場十八、休止工場三となつております。ことにわれ／＼が年来待望しておりました広畑が、来る三月二十八日から火入式が行われて操業されることになつております。この点についてはわれ／＼の方としては明るい見通しを立ててゐるような次第であります。これらの操業工場の生産状況は、昨年四月のわが国全体の生産量を基準といたしますと、来る四月以後は、賠償工場といたしましては鉄鋼が六四％、銅塊が五三％、圧延が三七％、こういうふうになつてゐるのであります。

続いて賠償の一般状況であります。が、昨年の五月、いわゆるマツコイ声明によりましてまず第一に、昭和二十二年末から米国の一方的指令により実施されて参りました前渡し撤去は、現在着手中のもので除いては中止しております。第二にさらに進んで日本経済をすみやかに自立させるために今後一切の賠償撤去をやめて、日本の平和産業を無制限に発展させることが提案されたのであります。現在のところ具体的に実施されておりますのは、主として次の三つであります。賠償撤去につきましては、指令された解体梱包作業を完了し、重量約九万六千トンと四月に引渡しをやるのであります。残余約一万トンの引渡しを待つてゐるのであります。受取国の配給が進めば本年三月中には引渡しを完了する見込みであります。第二に賠償指定工場施設の

手入れ基準が大幅に切り下げられました結果、政府の予算としては約十億円の節約になることに相なつております。

次に、特調関係についてお尋ねでございましたが、特調関係について新聞紙上に伝えらるる二千戸の問題、これは連合軍最高司令部から政府に対して、進駐軍住宅二千戸を建設する命令が参つております。この資金は約五十億円であります。その資金の出所は見返り資金からこれを充当することになつております。大体資金計画といたしましては十箇年間に元利が返済されることになつております。これは見返り資金の性質上さうであり、その家賃は一月平均一箇月未ドルにいたしまして約七十三ドルと

假定されております。しかしこれに建設につきましては、新たに本国会に推定軍住宅公社法案という案を用意しております。いづれ御審議を願うことに相なると思いますが、一応この五十三億円の公社の財団に繰入れまして、そうして公社自体がこの二千戸の建築及び経営をすることになっております。この建築に對しましては、特別調達庁がもたらん関與するのであります。またその人員の面及び、この処理等につきましては、特別調達庁の職員が進駐軍住宅公社の社員を兼務するという建前になっておりますから、別に人員を増加する必要はないのではないかと思います。従つて先方よりの命令としては、三月三十一日までに設計あるいは公社の設立及びその財政的措置、それから一切の契約、これは公社が入札をもつて請負人に請負わす、こういうことに相なるだろうと思つておりますが、そういう諸般の準備を終えて四月一日から正式に公社が成立し、契約が正式に締結され、また建設が開始される、こういうことに相なつておるような次第であります。

それから解除物件の売却状況であります。並木委員の申された通り、相当この売却に對しましては困難な面がございますが、前国会において私から御説明申し上げた通り、これが保管料、倉庫費だけでも約一箇月に六千万円から拂つておるのであります。さういふ観点から、政府としては可能な範囲においてすみやかにこれを売却するように措置いたしておるような次第であります。中にはデパート等に委託して売るような方法も講じてお

ます。なお一般の方針としては、公入札をもつて売却しております。その数字等については、最近の集計を後ほどお手元まで御報告いたしたいと思ひます。

なお特調関係において各地にいろいろおもしろくない問題が起きているといふことも承知いたしております。横濱において七名でありましたか、この解除物件の売却等に関しまして、司直の手によつて捜査されておる問題もありません。真に遺憾にたえない次第であります。さきに大阪においても多少問題がありました。なお京都においては支局長が当局より尋問を受けておるといふ問題も起きておりますが、これは選挙関係の問題でありまして、直接特調の所管事項とは関係がないようであります。これを要するに私も總理大臣から直接、この予算面においても一箇年二百億円の費用を費消するところの調達庁といたしましては、かかるスキヤンダル等を拂拭するように厳に申されておりますので、十分下僚に對して戒告を加えておるような次第であります。今後かかる事態の起きないよう十分相成めて参りたいと考えておるような次第でございます。

○岡崎委員 竹尾式君
○竹尾委員 私のお尋ねは大体四つございまして、今の山口國務大臣の御答弁について一、二お尋ねしたいのであります。

今山口國務大臣は進駐軍関係の建築に關して、見返資金特別会計から予算をとるというお話でありましたが、御承知のように見返資金特別会計は日本の経済復興、特に災害の復興にこれを充

てる。こういう趣旨のうちに承つておりますので、この資金から支出するとなつて、見返資金特別会計の趣旨に反しはしないかどうかというのを第一にお尋ねしたいのであります。その点御答弁を願うと同時に、この特別会計から出されるというものは、進駐軍の指示が命令が何かというところがあつたのかどうか、その点についてお尋ねしたいと思ひます。

○山口國務大臣 この際並木委員からテイト・ホテルの売却その他について御質問がありました。答弁が漏れておりましたからお答えいたします。実はこの問題は、経営は以前は通産省の方でいたしておりました。この売却等については、大蔵省、特にテイト・ホテルの場合においては東京財務部の所管になつておるか存じますが、この国有財産の売却等については、特調及び賠償庁としては、直接関係がないので御答弁を遠慮したような次第でありますから、さう御承知を願ひます。

ただいまの竹尾委員のお尋ねであります。もちろん見返資金からこれを使用する命令がございました。命令ではあります。その命令によつて来るところは、見返資金の性質から申しまして、いわゆる現在の資金計画面におきましては、先ほど申した通り、一月前一箇月七十三ドルといたしまして、約十箇年間に於いて、元利が完全に返済され、しかもその建設した財産は公社の所有となります。従つて日本政府の財産の一部に編入されるのであります。この見返資金の運用面におきまして、各種の方面に放

出されておるのであります。むしろ私はこの公社を組織して、この公社に五十三億を振りかえて、これが経営面において十箇年間に於いて元利がきれいに返済されるということから考えますと、政府がすでに放出しておられます見返資金の使用面におきまして、何ら見返資金の性質及び先方の指示に基くところの資金計画という面についてはいささかの矛盾はなく、むしろわれわれとしてはこの五十三億円の見返資金内からの流用というところは、経営としても成立つのではないかと考えておるような次第でございます。

○竹尾委員 最近の新聞紙の報道によりますと、日本があらゆる国際会議に出席できるように、その権限をマツカーサー司令官に與えるというふうな記事が出ております。そこでお尋ね申上げるときの会議も広い意味ではいわゆる国際会議だと思つて、ところが国際連合に加盟するというところは、外務省當局あたりの御意見だと非常にむづかしい、こういうことが言われておりますが、マツカーサー司令官にこの権限を與えるというところは、何かの形でこうした国際連合の会議にも出席できるようにしたところからいふ意味にとつてよろしいかどうか、その点について當局の御意見をまずお伺ひいたします。

○西村(憲)政府委員 先月二十六日の総司令官の発表をござらんになります。と、はつきりございます通り、今度の中間指令で明らかにされておること、日本が招請を受けました技術的性質の国際会議または国際協定に對しまして、総司令官の方で占領に役立つと判断されたときには、日本政府に正式参加を許してよろしい、こういう趣旨のものでございまして、自然竹尾委員のお考えになつておられますように、国際連合といつたやうなああいう大きな政治的意味を持つ国際会議ないしは国際協定といふものは考へておられない、こゝう了解してよろうと思ひます。

○竹尾委員 そのことは大体わかつておりますが、こゝういふことをきつかけに、非常にむづかしいと言われる国際連合に何か出席できるやうな口火が、こゝに生れるのではないかとこゝう考へられぬ節もないではないのでお尋ねしたのでありますが、その点重ねてひとつ伺ひたい。

○西村(憲)政府委員 国際連合主催のもとに開催される国際会議または国際連合主催のもとに締結される国際協定につきまして、この指令に該當するやうな場合がありましたら、参加を許されることはあり得る、こゝういふふうに考へております。

○竹尾委員 それでは何かの機会に国際連合に出席できる、こゝう解釈していいですね。

○西村(憲)政府委員 そうは考へておりません。

○竹尾委員 それではその点はそのくらいにいたしておきまして、次にお尋ねいたしますが、これも新聞紙に出ておりますけれども、ソビエト領にいわゆる特別残留者と申しましようか、いまだに帰還できない同胞がおられる、その氏名が発表になりました、これは

受刑者も含んでおる、こういうような報道でござりますが、新聞紙に一部発表になりましたそれらの人々を含めまして、現在シベリアにおられるいわゆる特別残留者というものは、ことごとくと申しましようか、大体ソ連側から見て戦犯と目されておるものであるかどうか、この中には明らかに戦犯の方もありましようが、その中でたとえば外務省の、これはソビエト関係の有能な人と許されておるものか、つての大使館参事官をされた宮川船夫君の名前も出ておりましたし、これも外務省関係だと思ひますけれども、外村史郎というペンネームで、親ソ主義者であつて、いろいろ評論を書いておられた馬場哲也君のごときも含まれておるものに書いておられますが、こういうものも戦犯扱いにされておるのかどうか。それからこれは新聞紙上をにぎわしておりましたけれども、例の往年の越境事件の岡田嘉子、杉本良吉の消息も新聞紙上に報道された通りであるかどうか。それから政府はこれらの人々たちに對して、特に外務省関係などはどうであるましようが、特にしかるべき節を通じて、これらの人々の帰国方について考慮されておるかどうか、そういう点をひとつ……

言葉ではないかと思ひます。その法律によりますれば、これは軍人関係の未帰還者の方と比較いたしまして、一般邦人の未帰還者の給與の関係を定めておる特別未帰還者給與法というのがござりますが、一般未帰還者というところとどう思ひます。新聞の報道を見ますとそうではないかと思ひます。今の新聞に出ておる関係はそういうふうに見えるが、これは一般未帰還者のことではないかと思ひます。それから戦犯関係と思われる方々の帰還の問題について、政府はどうしておるかという御質問のように思ひますが、政府はまだソ連関係から、これらの方々が戦犯関係であるというふうな通告を受けておりません。従つて現在ソ連地区に残留と申しましようか、まだ未帰還のまま残つておられる方々の帰還につきましても、伝えられるあるいは想像せられる戦犯とか何とかいふ関係は考慮に入れないで、とにかく未引揚げの方々の帰還を何とか一日も早くお帰りにされるように努力をしておるといふ状況であります。

これを一々受けなければならぬでしよう。そうすると、それから次に多数講和になり、あるいは全面講和になるということも考え得られないことはありますが、日本に對して個々別々に單獨講和を持ちかけられたような場合に、これに對して政府の心構えと申しますか、そういう点について、それはもちろん受けなければならぬけれども、次にこういうものが出されたときにどうするのだという点について、ひとつ講和を提起された場合の政府の心構えについての御所見を伺いたす。

これを一々受けなければならぬでしよう。そうすると、それから次に多数講和になり、あるいは全面講和になるということも考え得られないことはありますが、日本に對して個々別々に單獨講和を持ちかけられたような場合に、これに對して政府の心構えと申しますか、そういう点について、それはもちろん受けなければならぬけれども、次にこういうものが出されたときにどうするのだという点について、ひとつ講和を提起された場合の政府の心構えについての御所見を伺いたす。

したいと思ふ。○堀田田務大臣 今の聴議さんのお尋ねの細菌戦術の話であります。その経緯とか内容とかについては、私は詳しく存じません。私の存じておりました申し上げたいことは、法律的問題でござりますが、日本人である戦争犯罪人に対する裁判は、ポツダム宣言受諾に伴い、連合国によつて行われることになつておるのであります。でありますから、最近伝えられております細菌戦術に関する日本人戦争犯罪人の問題につきましても、政府としてはこれに關與すべきものではない、こう考えております。

があつたということも知らぬとおつしやられるのかどうか承りたい。

○殖田国務大臣 政府はそういう事実を聞いてはおられますけれども、これを調査する権能も持たず、またこれを調査する必要もないのであります。ことに天皇を戦犯として処分すべしというがごとき問題は、日本政府としては絶対に反対であります。かような提言をするのは、ある外国のやり口と軌を同じくするものでありまして、かような行動は日本国の利益でないと考え、おるのであります。また日本人としてかような提言をするのは、日本国民の意思を代表するものとも私は考えないのであります。かような質問をされること自体がはなだおもしろからざるやり方でありまして、私はある外国が裏で糸を引いておつて、そして日本に對して反感を興えるためにやられておるのではないかと考えておるのであります。

○磯澤委員 大分変な、筋違いな方角から私に攻撃を加えて来ておるようですが、私の聞きたいことは、話を聞いておるといふならば、その事実を明らかにして欲しい、いかがですか。

○島津政府委員 細菌戦術に關しまして、どういふことが行われたか、情報はないかという御質問でございますが、外務省ではシベリアにおいて細菌戦術に關する裁判が行われておるといふことは承知しておりますが、事実に關する情報は何も持つておりません。

○磯澤委員 法務總裁に聞きますが、私が戦争中にこういう事実があつたことを知らぬかと聞きましたところが、

そういうことは聞いておるといふことをはつきり言われたのです。その内容をここでお願いしてもなか／＼言うまいが、それではその知つておるといふことは、細菌戦術のこういう研究が行われ、何かやられたということ、とにかくにもそういう事実があつたといふことを、あなたは認めになつてゐるのですか。

○殖田国務大臣 そうではあります。そういううわさを聞いておるといふことであります。その事実の存在を確認してゐるわけではございません。

○磯澤委員 そういたしますと、うわさをあなたにすでに聞いておる。しかもソ同盟においてハバロフスク裁判が行われ、國際的に世評までも発せられて、問題が非常に重大な内容を持つておることが明らかにされた今日、政府はそういうことを耳にしておきなから、事実の調査をやつていないのか。

○殖田国務大臣 一々うわさについて調査はいたしております。

○磯澤委員 これはかつてはかりにうわさであつた程度のものであつたとしても、國際的にこういう重大な問題が起つて、國際的な紛争まで起ろうとしてゐる中で、一体日本はポツダム宣言によつて戦犯の処罰については、実際にわれ／＼が協力する必要がある。これを隠匿したり、事実を隠蔽したり、こういうことをもしやるならば、重大な國際的な責任の問題になるのです。われ／＼はこういう状態の中で、ポツダム宣言を受諾した第一の態度から申しまして、日本政府はこれを明らかに

にしなければならぬと思う。ところで、お聞きしますが、このソ同盟からのこういう発表があつてから、天皇に次いで最大の戦犯として向うが指定しておるところの元軍医中將石井四郎、この男は新宿区牛込若松町七七という所で若松莊という旅館を経営しておる。うであります。最近行方不明になつてゐるという事実があるのです。これはお調べになりましたか。

○磯澤委員 そういうことについて政府は調査する必要があるという意味でございませうか。

○殖田国務大臣 特に戦犯の問題について、調査をする必要はないと考えております。要求があればいたします。

○磯澤委員 そういたしますと、問題をはつきりさせていただきたいと思ふのです。私の聞きたいことは、連合國側の態度その他のいろいろの問題は別として、日本はあの大戦争におきまして、ドイツ、イタリアと並んで、侵略國として連合國からの痛烈な攻撃を受けて、われ／＼は無條件降伏をしたわけですか。この無條件降伏の意味は、われ／＼が日本の軍部が犯した、日本の帝國主義者がやつた大きな侵略的戦争の犯罪というものをわれ／＼が認めたことにはかならない。この立場に立たない限り、今後の講和の問題も、われ／＼がほんとうに日本を平和的に再建するといふ問題も、絶対に解決できない問題である。世界の不信を依然としてわれ／＼は招いて行く。こういう大きな建前に立つてこそ、今後ほんとうに國際的な問題にわれ／＼

は対処して行くことができるわけですか。ところがこの問題について、私はあえてあなたにお聞きしたいのですが、一體政府の態度は、ソ同盟がやつたハバロフスク裁判、あの中で暴露された事実を否定なさうとするのか、あるいは事實はあつたのだけれども、われわれはそんなものについては何の責任も感ずる必要がない、こういうふうにお考えになつておるのか、その点を

はつきりお聞きしたいと思ひます。

○殖田国務大臣 さういふ事実があつたといひました。ただいま申し上げました通り、それは連合國で処置されるのであります。日本国みずから自分の戦争犯罪について判断することと処置することとできないのであります。

○磯澤委員 あなたはそういうことをすべて連合國にまかせたと言つておるのですが、しかし連合國の重要な一國であるソ同盟でこういう軍事裁判が行われ、ここに明らかな事実が発表されておる。なるほどアメリカから日本に對してこの問題についてはまだ要求はして来ておりません。しかしながら連合國の一國がすでにそれを発表しておる。しかも中国においてもソ同盟の裁判を全面的に支持するといふ態度がすでに明らかにされておる。こういう重要な動きがある中で、日本がここでどういふ態度をとるかといふことが、今私が申し上げました日本のポツダム宣言受諾に關する根本的な問題に關連して来るわけですか。もしわれ／＼がすでにソ同盟で指摘しておるような事実があつたといふことを承知しておりながら、これをひた隠しに隠す。たとえ

ば今申し上げました石井四郎中將が行方不明になつておることについても、これは疑念は突に疑われる節がたつきある。口の悪い者から言わせまさらば、だれかがかくまつてしまつたのではないかと思はれる節がある。しかもソ同盟が指摘しておるもう一人の戦犯笠原幸雄という中將は、藤沢市の辻堂町で化粧品店を営んでやんと存在しておる。われ／＼はこういう事実をほんとうに調査して明らかにしておく必要がある。こゝやつてこそ連合國に對していたずらな紛争を起させない、しかも日本がポツダム宣言受諾に伴う第一の義務である戦犯の処罰に協力して行くことになる。事実日本の中で、すでに部落会長のような末端の人まで追放の処分を受けて責任を負わされておる今日、しかも人道に上訴することのできない細菌戦術のような重大な問題について、もし政府がこういうあいまいな態度をとるとすれば、明らかにこの重大な戦犯を隠蔽して、そうして世界の目をこまかし、しかも日本の背の帝國主義者どもの犯罪をできるだけ隠蔽して、この力をむしろ温存しようといふたくらみにしかすぎないといわれわれは断ぜざるを得ない。そういう責任を日本政府は負わなければならぬと思ひます。これは突に政治的な問題でありますから、あなたの法理解釈論だけではなくして、道徳的、政治的責任の立場から、はつきりと日本政府の態度を表明してもらいたいと思ふ。

○殖田国務大臣 何も事実を隠蔽するとか、しないとかいふ問題はないのでありまして、ただいまお話をこゝく、戦犯の問題は連合國で処置されるのであ

りまして、たとい連合国の内部のソ連
あるいは中国等がどういふ提言をされ
たかは存じません。それは世上しきり
に伝えられておりますけれども、それ
らを一々取上げて、降伏しておる日本
がそれにとにかく介入する権限もなけ
れば義務もないのでありまして、それ
は連合国の命令であり、要求があつて、
初めてわれわれは行動いたすべきであ
る。連合国の要求もないのに、先走つ
ていふ／＼協力のような形を示す何の
必要もない。むだなことであるのみ
ならず、それは日本としてとるべから
ざる態度であります。日本といしま
しては、連合国の正当の命令、要求に
従つて、忠実にこれを実行すればよろし
いのであります。たとへば今お話のご
とく、石井何がし、いや何がしがこ
に臨れておるか、どこに行つたか、そ
れは一般の日本国民に対します警察な
り政府なりの処置はありましようけれ
ども、連合国から何にも指示がないの
に、これを職犯として考え、これを犯
罪人として追究するといふようなこと
は、なし得ざるどころであり、またす
べからざることであります。

○陸海委員 どうもあなたは同じこと
を繰返して言われるのですが、大体そ
ういふ態度こそ、日本政府が終戦後と
つて来た一貫した態度であると思われ
る。軍需物資なんかにつきましても、
これは当然ボツダム宣言受諾に伴つ
て、はつきりとその所在を明らかにし
て連合国側に引渡すべきであるにか
わらず、これを隠匿したり、あるいは
また連合国側から要求があつた職犯の追
放の問題にしても、突撃に隠匿を偽つ
たり、そうして追放を免れようとした

り、こういうことは一貫した傾向とし
てはつきり現れておる。日本の犯し
た過去の重大な犯罪に対して、われわ
れが無条件降伏をしてこれを承認して
おる立場から、一体何をなすことが日
本の政府の正しい行動であるか。これ
はなるほど日本政府自身で国際的な職
犯としてさばくことができないかもし
れぬ。しかしながらこの事実を明らか
にして、そうしてこういう事実につい
ては、日本政府は世界の連合国諸国に
対して申訳がないといふことを、わ
れわれは世界に訴えるだけの義務があ
ると思ふ。あなたはそういうことを全
然やる必要はないと言われるのです
か。

○福田外務大臣 それは連合国がお考
えくださることでありまして、連合国
の決定に従ひまして命令なり指示なり
あれば、それを忠実に実行いたしてお
ります。決してそれに反抗したり隠蔽
したりいたしておりません。たとえば
ただいまお話の追放の処置のごとき、
連合国のその指示に従ひまして、連合
国の命令する通りに忠実に実行いたし
ております。忠実に実行せざる者が国
民の中にありますれば、それを犯罪と
して処罰するにしておるのであります。
連合国の考え方にそむいておるとい
うようなことは毛頭ございせん。それ
は忠実に実行しております。それが私
は降伏しておる日本のほんとうの立場
であると思ひます。しかしながら、ま
だ連合国御自身において決定せざる、
單なる一部の国の提言と申しますか、
あるいは報道というやうなものを、た
だちに連合国の命令そのもの、指示
そのものと誤解をして、そして日本政

府が行動するということは間違ひであ
ります。差出がましいことであります
から、私は控えなければならぬことと
思ふのであります。

○陸海委員 大体あなたの態度もわか
りましたから、これ以上押し問答して
もしたかたがありませんが、特に事柄が
中ソ兩國に關係して来ると、政府はま
すますそういう態度をとつておりま
す。最近における傾向とあわせ考へる
と、結局中ソ兩國に對する責任を感じ
ないのみか、逆に中ソ兩國に對して排
外観的な傾向を助長させる傾向にさ
へあります。しかしこの点はさて置き
まして、最後に、藤沢市に居住してい
る笠原幸雄中將、この本人は起訴状によ
つて各國に送つた覚書の中にはつきり
指摘されておる人物でありますから、
この外務委員会に証人として喚問し
て、この事実について調査をすべきで
あると思ひます。委員長はこの点いか
にお考えになりますか。

○岡崎委員長 私は今法務總裁の言わ
れたやうに、單なる報道に基いてさ
うなことをいたしますと、もし全然か
ようなことがないという結論が出まし
た場合には、この報道を日本が反駁す
ることになりますし、また反対の場合
には連合国の決定のないときに、先走
つて日本が行動をとることになります
ので、かかる問題を上げることは、
この委員会としては、不適当だと考へ
ております。

○陸海委員 私はこれ以上もう聞きま
せんが、この問題は非常に重要であり
まして、法務總裁だけの意見ではとて
も満足できませんので、次の機会に吉
田総理の出席を求めて、ほんとうに政

府の意見をはつきり伺いたいと思ひま
すから、この点を留保しておきます。

○岡崎委員長 小川半次君。

○小川半次委員 法務總裁がせつかく
御出席の機会ですから、私は一点だけ
お伺いしたいと思ひます。過般法務府
より全国の市町村に對して、第三国
人、特に朝鮮人の再登録を命じたので
ありますが、この趣旨についてお尋ね
したいと思ひます。

○福田外務大臣 それは單に朝鮮人ば
かりではございせん。外国人の日本
に居住します者は、登録制度になつて
おります。外国人登録の政令がある
のであります。その政令を施行してお
るのであります。その後登録の手續
なりあるいは登録の様式等が不完全で
ありましたと見えて、いろ／＼紛
淆を生じて、たとへばにせの登録表が
出て参りました。登録を確定するこ
とができないうような書類が出て参り
したり、のみならず密入国者がずいぶ
んとたくさんあるというわけもありま
すし、また事実でもあります。そこで
外国人登録をもう一ぺんやり直しま
して、そして新しく整理をしよう、こ
ういふ考えであります。別段そのほか
の意味はなかつたのであります。そう
いたしまして、一月末に登録の期限と
して登録を実行いたしました。が、事
実は二月の七日まで登録を算大に見ま
して、期限を延ばしたやうな形でやつ
たのであります。ところが思うやうに成
績を上げ得ません。たとえば、ある外
国人のごときは、ある村でも、この村
でもまたその次の村でも登録をしてい
る、それで米の配給を三箇所であつて
いるといふやうなのがずいぶんありま

した。つまり幽霊人口もあつたのであ
ります。そういうことで、案外そうい
うことがばれらると思つたと見えまし
て、登録を思うやうにしないのであり
ます。登録をしたからといつて何も罰
があるわけではないのであります。こ
れからの日本国内における居住を
ローフルにして、そしてあらゆる面にお
いて調和のとれた生活をさせたいと思
つたのでありますけれども、少し期待
に反しました。これは初めてでもあり
ませんが、外国人のごときであります
から、ふなれなこともありますし、手
続のわからないうところもあつたかもし
れませんが、また実は延ばしまし
て、三月二十日まで登録を了した者
は完全な登録と認めるということに
いたしました。ただいまさういふこと
に参ります。むろん朝鮮人だけではあ
りません。それから、朝鮮人の中には、
朝鮮人といふ名前が氣に食わない、俺
たちは朝鮮人ではない、大韓國民であ
る、そこでそういう朝鮮人といふ名前
で登録するのは困る、大韓國民とい
ふ名前ならば登録をするといふやうな人
も出て参りました。それももつとも
な要求でありますので、今度の登録で
は、朝鮮人と書いてもよろしいし、大
韓國民と書いてもよろしい、こ
ういふやうにいたしました。ごく算大にし
て、そして三月二十日までには全部の
登録を終りたい、こ
う考へておりま
す。

○小川(半)委員 お答えのやうに、大
体すでに登録の時期が終つたのです
が、現在、特に朝鮮人などは三分の一
しか登録しておらないといふ情報を私た
ちはとつておるのであります。特に

全国の市町村におきましては、朝鮮人に対する好ましからぬ感情を持つてゐるのです。それは私から申し上げるまでもなく、今日の集団強盗とかあるいは食糧法違反、あるいは不正入国、そういう数々の犯罪は、大体朝鮮人が非常に多い。こういうふうな悪感情から、全国の市町村役場においてあまり好感を持つておられない。そこでその登録によつて、おそらく今後犯罪の面においても、いろいろの取締りの面においても、好結果をもたらすのではないかと、意を持ってこの登録方について努力しているにもかかわらず、朝鮮人側の方からはほとんど集約的にこれを阻止してゐる。中には正式に登録すれば、場合によつては、あるいはその登録によつて自分の犯罪が免れし、あるいは、あるいは事態が起つて、自分たちは本国に帰還を命ぜられるのではないかと、あるいは不安な感じを持つておる朝鮮人も相当数あるといふことであり、かつまた日本側の市町村役場においても、登録をしない朝鮮人は本国に帰すのだといふような気持を持つておるといふことであるが、そういう含みなど、法務総裁から、そういう含みなどは全然ないといふことを、なければならぬといふことを、この機会に明らかにしていただきたいと思ふのであります。

○殖田国務大臣 不法に密入国をしたといふような者は、あるいは送還をしなければならぬこともございます。それは従来もやつておつたのであります。しかしながら今度の登録は、何も登録しない者はただちに犯罪とし、あ

るいはそれを送還するといふ一般的の考えを持つておるのではないのであります。事情によりまして、一々具体的に考えまして処置をいたしたいと考へております。しかしながらせつかく登録をしない者、あるいは、その登録をしない者、あるいは、いかに説得してもがえんじないといふのは、何らかそこにまた別な考えを持つておる者と推定しなければならぬような場合も出て来ると思ふのであります。そこでよく理解せしめまして、そしてなるべく穏やかに成規の手續を了せしめたいといふのが延ばしませんでしたゆゑであります。従つてこれをなるべく徹底せしめますようにはかつておるようなことではありません。一番問題になりましたのは、朝鮮人といふ名前が困るというところが、一つの集団的な登録忌避の原因でありましたから、それは除いたつもりであります。

○小川(半)委員 密入国して来た者に對しては本国に帰還させることができない、これは当然だと思ふのですが、忌憚のない国民感情を申しますと、現在わが国においては人口過剰である。その上に朝鮮人の数も非常に多い。しかもまじめの人は別をいたしまして、かなりの数の朝鮮人は非常に犯罪を多く犯してゐる。何とかしてこれらの人々を本国に返す方法はないものかどうかといふような気持を持つておるものが相当の国民感情ではないかと思ふのであります。もちろん日本国憲法においては、外国人といへども差別待遇はしてはならないといふことは明らかになつてはおりますが、しかし国民感情というものは、さらにまた憲法とともにある

いは生活そのものが、憲法の上に位置する場合もできて来るのであります。私はやはり国民感情といふものがある程度尊重といふべきか、徹底的に押えるといふことは、非常にむずかしいのではないかと思ふのであります。そこで密入国して来る者を返す。それ以外に何かこれ以上の犯罪を犯した者、あるいは今回の場合は登録をしない者、あるいは、何か本国に帰国を命ずるような方法がないものであるか。あるいはそんなことは政府は考へておらないか。この点お伺いしたいのであります。

○殖田国務大臣 お話の通りであります。日本の憲法の精神から申しまして、外国人を差別待遇するといふことはいけないこととあります。また朝鮮人の国籍につきまして、まだ確定的な身分がきまつておらないのが大多数であります。その意味からいいますれば、日本国民中の一少数民族といふことにもなります。それらのことはまだはつきりと最後的にはきまつておりません。朝鮮人がこの食糧事情の悪いときにくさん密入国をして来る、これを送り返したらよからうという議論もずいぶん聞くのであります。さて密入国者であるかどうかはつきりわかりません。従つて登録をしておらぬからといつて、すぐ密入国と認めて、これを送還するといふわけにも参りません。ずいぶん古くから日本に居住しておりまして、そして登録していない者もたくさんおるのであります。しかし密入国は困りますので、これは海上保安庁その他におきまして、十分取締りをいたしておるのであります。不法

に入国した者を見つければ、これは送還をいたしております。従来は連合軍の方で処置をいたしていただけたのであります。このごろではこれは日本政府の仕事となつております。それからまた一定の犯罪を犯しまして、有罪と確定して服役をいたしまして、それから本国に返すといふことはできるのであります。これも場合によつてはいたすつもりであります。何分にもうわさに伝えることとくれば非常に多数であります。そんなに簡単に送還などはできないのであります。また朝鮮人が長く日本におりまして、日本の生活にもなじんでおりました。もしほんとうの日本の国民としてよく調和のとれた生活をするならば、決して本国に返すなどの必要はないのであります。日本におつてもらつてけつこうなのであります。ただ修戦後いろいろの経済上、社会上的事情から、朝鮮人が住みにくくなつたといふ点が多々あると思ふのであります。それが自然犯罪の面に現れておるのではないかと、朝鮮人だから何も犯罪をよけいするといふわけではないのであります。いろいろその生活が若しくなつて来たといふようなことから、犯罪が増加するといふようなこともあつたのであろう。従つてわれわれといたしましては、なるべく平和に居住する朝鮮人には十分に職を與へ、生活を築けるようにしてやりたいと思ふのであります。先般朝鮮人連盟を解散いたしました。その財産を没収いたしました。従来の規定によりますれば、これは貿易特別会計の資金に繰入れることになつておつたのであります。朝鮮人連盟の

財産は、多くは多数の朝鮮人が貯金をした財産でありまして、これを貿易資金に繰入れるといふことは極やかでないと思へまして、今度は法律をかえてもらひまして、そしてその朝鮮人連盟の財産を主としてしまして、まだそれだけではありませんが、解散団体の財産を貿易資金に繰入れさせずに、特別な会計をつくりまして、そして別途にこれを管理する、その中から一つの財団をつくりまして、せんだつて朝鮮人連盟の解散によりまして接收しました財産は、その財団に入れまして、その財団は朝鮮人の福祉のために使つて行きたいという計画を立てまして、その特別会計の法律案ももう国会に多分提案してあると思ひます。それをどうぞ御可決を願ひますれば、その次にはその財団ができるわけですから、それで大した効果はございませんけれども、政府の朝鮮人に対する態度が明らかになり、また朝鮮人の福祉の上にもいさゝか貢献するであらうと思へております。

○小川(半)委員 わが国は憲法に明らかにされてゐるのでありますから、ただいたずらに人口が多から朝鮮人に本国に帰つてもらうとか、あるいは犯罪を犯したから本国に返すといふような、そういう気持であつてはならぬのであります。そこで朝鮮人に対しては、あるいは何らかの機会に政府の方から、わが国はいたずらに朝鮮人を本国に返すといふようなことはしないのである、これは憲法に明らかである。従つて朝鮮人自体も日本国内において平和に生活するように協力しなければならぬといふような趣旨を、今後何ら

かの機会に朝鮮人連盟なり、あるいはそれらの立場からこれを明らかにする方がよいのではないか、これは私の一つの希望として申し上げる次第であります。

○並本委員 関連質問をたつた一言お伺いします。さつき聴講さんから、末端の部落長のような者でさえも追放になつたのだという言葉がありました通り、これは日本共産党の方でさえも気の毒だという気持が含まれていると私は聞いたのでありますが、確かに部落長あるいは末端の町村などにおける方々の追放にあつておる人々、それから特に感ずるのですが、若い見習士官であつたがために、たゞ追放にあつて、そうして勉強して再び更生の道をたどらうとおつても、なか／＼その機会に恵まれない。しかも新しい息吹きに触れて、民主主義に生きようとしておる人がずいぶんあるのです。これは本人が必ず民主的に生きて行こうということが立証されれば、決して私どもとしては関係方面へ追放解除を申請しても悪くないと思うのです。そういう点について吉田総理も努力をされておるようについて伺つておりますが、法務総裁として担当の責任者として努力を拂われておると思ひますけれども、どうなつておるでございましょうか。最近の状態としては戦争犯罪人ですら釈放されるということもありますし、講和が近づいて来れば、ますます／＼そういう気分も醸成されていくと思ひます。講和会議が開かれても、必ずしも追放問題というものは緩和されないという声も聞かれていますけれども、講和会議が開かれたら、やはりこの問題もいくらか

緩和されるようにわれ／＼としては希望してもいいじやないかと思ひます。が、そういう点について訴願委員会の状態、今後の見通しについてお伺いしたいと思ひます。

○殖田国務大臣 追放の問題は御承知のように、連合軍の命令によりましてこれを実行いたしておるのでございませう。たとえば町村長その他く末端の人たちが、多数公職から追放されております。これは町村長であるがゆえではなくて、多くは翼賛会の支部長とか、あるいは翼賛青年団長とか、あるいはまた在郷軍人会長であつたとかいう人々がずいぶん多いのであります。それらが非常に多数を占めております。それからまた今のお話の通り、若い軍人がたくさんこれにひつかかつておるようなわけでありませう。まあ特に軍人の方は処分が重いのであります。て、その簡単に参りません。しかしながら戦争の末期には各種の種類の軍人ができておりました、将校の身分を持つておりました、その身分が正規の将校とは違つておる軍人がたくさんあります。それらをことごとく一律に軍人として取扱つておる趣旨ではないのでありますから、よくそれらを鑑別をいたしまして、できるだけはするものはありますように、司令部の方にお願いするつもりであります。

それから今の末端の人たちが、あの当時の、あの勢いでありますから、好んで支部長になり、あるいは青年団長になつたのではなく、ほとんど命令的にされたという人が多いのであります。またごく短期間になつておつたという方もかなり多いのであります。一律にそれが追放されておりますけれども、訴願委員会におきましては、それらの点を十分考慮いたしまして、審査をいたしておると思ひます。いづれにいたしまして、これはやはり連合軍のお考えをよく尊重して決定すべきことであるので、吉田総理は最も熱心に最高司令官ともお話をいたしておるよう聞いております。昨年訴願委員会を新たに作りまして、特免の審査をいたしておりました。また、まだ一件も最終的の決定を見たものはないのであります。訴願委員会は毎日熱心に審査を続けております。いづれ審査が終了したならば、最後の決定を見ることであらうと思ひます。○並本委員 審査は大体いつごろ終る予定でありますか。今のは書面審査だけでありますが、各個面接のようにな審査を許されるように、関係方面へ懇請されたらどうかと思ひます。○殖田国務大臣 約三万千件ですから二、三件だけの特免申請が出て参りました。ただいまのところ、もうかれこれ一万五千、もつと以上の審査を了しておるわけです。これは各個面接は一向さしつかえないのであります。訴願委員会は各個面接をしたいのであります。が、何分にも数が多いので、各個面接をいたしておれば、それはなるほど事情もよくわかるのであります。審査としては完全になるのであります。

けれども、そういったと審査が遅れまして、他の多数の人が迷惑をするということになりますので、なるべく書面の上でわかるだけはわからして行く、こういうつもりと思ひます。大体同じような状態の人が多いのであります。書面の上でも事情は相当によくわかります。決して書面だけの審査であつたから、審査に手落ちがあつたということはまずなからうと思ひます。

○岡崎委員長 本日はこれにて散会いたします。次会は公報をもつてお知らせいたします。

午後零時四十七分散会

第一類第五号

外務委員會議録第六号

昭和二十五年三月一日

昭和二十五年三月二十七日印刷

昭和二十五年三月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所